

**目的** 高島市の地域公共交通は、JR 湖西線を主軸として、路線バス、コミュニティバス等によって市域全体に移動サービスを提供しており、子どもや高齢者等にとって日常生活に欠かせないものです。しかしながら、現在、人口減少に伴う利用者の減少、運転士不足による運行継続の危機に直面しています。本計画は、市民生活を支える移動サービスの継続的な提供を図るための実施計画を策定するものです。

**計画区域** 高島市全域（本市内外を連絡する地域公共交通路線を含む）

**計画期間** 令和6(2024)年度～令和10(2028)年度までの5年間

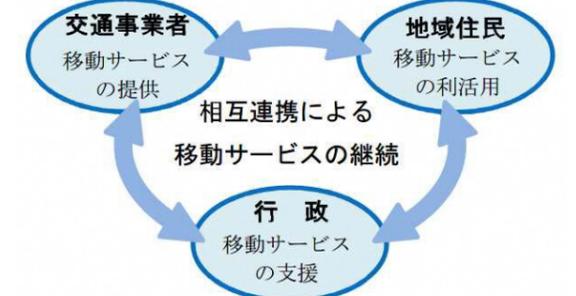
## ●計画の基本理念

地域公共交通をわたしたちで守り育て、  
人がいきかう高島市を未来へつなぐ

## ●計画の基本方針

- 利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築
- 地域公共交通を利用しやすい環境の整備
- 地域公共交通の運行効率化と利用促進等による持続性確保
- 地域公共交通とまちづくりの連携

- ◆地域住民が安心して生活できる移動サービスの確保
- ◆現状の公共交通サービス水準の維持への対応



## 地域公共交通を取り巻く全国的な動向

### 運転士不足と2024年問題

- ・バス、タクシーの運転士不足が問題となる中、改正労働基準法の適用に起因する2024年問題により、全国的に地域公共交通の減便、廃止が進展

### タクシーの新サービス

- ・タクシー不足への対応策として、「シェアタク（相乗りタクシー）」、「ライドシェア」等の新しいサービスの導入、検討

### マイナンバーカードの活用

- ・地域公共交通の運賃割引対象の認証をカード情報（居住地、年齢等）で行うことで利便性の高いサービスを提供

## 地域公共交通の課題

- 地域公共交通利用者減少、過度な自動車への依存

- 地域公共交通の厳しい運営状況、行政負担の増大

- バス、タクシーの運転士不足への対応

- 運賃差異の解消、事務手続きの負担軽減

## ●計画の基本理念、基本方針を達成するための利便増進事業

### 事業Ⅰ 路線の再編

- 本市の地域公共交通は、JR 湖西線を主軸として市内6駅に接続する路線バス、コミュニティバス等でネットワークを形成しており、自家用車での移動が難しい子どもや高齢者等の日常生活を支える移動サービスを提供
- 交通事業者の運転士の高齢化や人手不足が深刻化しており、路線廃止等による交通空白地域が生じる事態を回避するために路線の再編を実施

#### 事業Ⅰ-① 区域運行デマンドタクシーへの移行

- ・現在、コミュニティバスは14路線があり、すべて定時定路線で運行  
乗合タクシーは10路線があり、マキノ北西部線を除き予約制の定路線で運行
- ⇒利用者数が少なく、運行範囲が面的に広い路線について、区域運行デマンドタクシーへの移行を、モデル地区を選定して実施

#### 事業Ⅰ-② スクールバスと地域公共交通路線の統合

- ・現在、児童、生徒の通学手段としてスクールバスを運行
- ・運行を担う交通事業者の運転士不足は、通学環境へも影響
- ・スクールバスのルートには、地域公共交通路線と重複する路線あり
- ⇒児童、生徒と一般乗客との混乗化により効率的な運行と通学環境の確保、維持に向けて、モデル地区を選定し実施を検討

#### 事業Ⅰ-③ マキノ高原線とマキノ北西部線、国境線の見直し

- ・コミュニティバス「マキノ高原線」は、マキノ駅とマキノ高原を連絡する観光需要が多い路線であり、大型バスで運行
- ・「マキノ白谷温泉」停留所は、白谷温泉八王子荘の駐車場内にあり、積雪期には除雪により駐車場の転回が困難なため、冬期間運休による利便性低下が発生
- ・コミュニティバス「国境線」の「在原口」停留所の利用者が非常に少ない
- ⇒「白谷温泉」停留所をコミュニティバス「マキノ高原線」から乗合タクシー「マキノ北西部線」に切り替え
- ⇒「在原口」停留所を廃止し、運行の効率化を図る

## ●観光の振興、その他に関する施策

- ◆JR 湖西線と連携したバス・乗合タクシーのダイヤ設定
  - ・JR 湖西線の市内6駅に接続するバス、乗合タクシーの乗継に配慮したダイヤ改正への取組継続
- ◆北陸新幹線の金沢～敦賀駅間開業を踏まえた広域周遊観光等の促進
  - ・観光パンフレットへの地域公共交通の掲載、地域公共交通を利用した観光周遊ルートの開発

### 事業Ⅱ 路線の再編以外の利便増進に資する事業

- 地域住民の日常生活の移動手段を確保し、地域公共交通の利用を促進するため、選択しやすく、分かりやすく使いやすい利用環境の構築を検討

#### 事業Ⅱ-① 市内均一運賃の設定

- ・本市が運行する地域公共交通の運賃差異の解消が必要  
(全区間均一運賃 ・コミュニティバス、市営バス：220円 ・乗合タクシー：300円)
- ⇒コミュニティバス、乗合タクシー、市営バスの運賃を均一運賃に設定

#### 事業Ⅱ-② 共通乗車券の発行

- ・現在、対距離制運賃である路線バスの利用促進及び、コミュニティバス等との運賃差異の是正、解消のため、運賃の一部助成（乗合バス利用促進制度）を実施
- ・地域公共交通の利用環境のさらなる向上のため、実施中の割引制度に代わる制度が必要
- ⇒市内の路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、市営バスの共通一日乗車券の発行

#### 事業Ⅱ-③ キャッシュレス決済の導入検討

- ・路線バスと本市が運行する地域公共交通の運賃差異を是正、解消するために実施している「乗合バス利用促進制度」の利用には、事前に「利用促進券」の交付が必要であり、利用時に「利用促進券」と利用者負担金の支払いが必要
- ・交通事業者は、手作業で行う利用促進券と運賃の精算の事務処理が負担
- ⇒手続きの簡略化とともに、柔軟な運賃設定、運賃割引を可能にするため、キャッシュレス決済（マイナンバーカードとの連携、交通系ICカード、QRコード、クレジットカードタッチ等）の導入を検討

#### 事業Ⅱ-④ 運転士不足問題に資する施策の実施

- ・地域公共交通の担い手の確保に向けた行政主体の施策の実施が必要
- ⇒バス運転士専門の就職・転職支援サイト（どらなび）への行政としての出展等

- ◆駅周辺の活性化や沿線施設との連携
  - ・地域公共交通のネットワークを維持し、駅へのアクセスの確保、駅を活用したまちづくりの推進
- ◆市外の人にも分かりやすい情報提供とMaaSへの対応
  - ・地域公共交通の時刻、路線情報(GTFS)の公開、バスロケーションシステムの導入検討

●事業の実施主体と予定期間

各事業は、地域住民、交通事業者、行政、その他関係者との協議、調整が重要であり、調整が調った箇所から事業を実施することがあるため、実施時期は計画期間中の状況に応じて適宜見直すものとします。

施策事業	実施主体	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<b>事業Ⅰ 路線の再編</b>						
区域運行デマンドタクシーへの移行	高島市	地域住民と協働交通事業者と調整		モデル地区を選定し移行を実施		
スクールバスの地域公共交通路線との統合	交通事業者 高島市	地域住民と協働交通事業者と調整		モデル地区を選定し実施を検討		
マキノ高原線とマキノ北西部線、国境線の見直し	湖国バス 高島市 (マキノ高原線)	令和6年春のダイヤ改正に合わせ、白谷温泉バス停をマキノ高原線からマキノ北西部線に移管				
	大津第一交通 高島市 (マキノ北西部線)	令和6年春のダイヤ改正に合わせ、白谷温泉バス停をマキノ高原線からマキノ北西部線に移管				
	湖国バス 高島市 (国境線)	令和6年春のダイヤ改正に合わせ、在原口バス停を廃止				
<b>事業Ⅱ 路線の再編以外の利便増進に資する事業</b>						
市内均一運賃の設定	交通事業者 高島市	導入検討		実	施	
共通乗車券の発行	交通事業者 高島市	検	討		実	施
キャッシュレス決済の導入検討	交通事業者 高島市			導入検討		
運転士不足問題に資する施策の実施	交通事業者 高島市			実	施	

●地方公共団体による支援の内容

◆地域公共交通の確保・維持に対する支援

・国や県、交通事業者、地域住民との適切な連携、協力を促し、地域公共交通を確保・維持する

◆路線の再編に関する地元説明会の実施など

・利便増進事業として実施する路線の再編に関する地元説明会を実施する

◆地域公共交通の運行に関する地域労働力の把握と担い手の確保

・交通事業者の運転士不足対策として、近隣を含む市内の大型二種免許保有者等の地域労働力の把握、地域公共交通の担い手を募集するチラシやポスターの作成・掲示などの担い手確保施策を実施する

●事業の効果

利便増進事業を実施することにより、以下に示す効果が期待されます。

施策・事業	事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置づけ
<b>事業Ⅰ 路線の再編</b>		
区域運行デマンドタクシーへの移行	●住民ニーズに対応した持続可能な移動サービスによる外出機会の増加	指標②、④ 指標①、③
スクールバスの地域公共交通路線との統合	●重複路線の統合による交通事業者の運行体制の負担軽減、公的負担額の抑制	指標⑤、⑥
マキノ高原線とマキノ北西部線、国境線の見直し	●積雪期における安定した移動サービスの提供	指標②、④
<b>事業Ⅱ 路線の再編以外の利便増進に資する事業</b>		
市内均一運賃の設定	●地域公共交通の運賃差異の解消による利便性向上	指標②、④
共通乗車券の発行	●地域公共交通の利用促進と交通事業者の事務手続きの解消	
キャッシュレス決済の導入検討	●柔軟な割引運賃設定による利便性向上、従来の割引制度等による交通事業者の事務手続きの解消	
運転士不足問題に資する施策の実施	●地域公共交通の担い手の確保	

■地域公共交通計画の数値目標

指標	数 値	目標値 設 定
①鉄道の利用者数	1,847千人 2,179千人以上	2019年度水準
②バスや乗合タクシーの利用者数	344千人 406千人以上	2018年度水準
③人口に対する市内JR駅の1日平均利用率	10.9% 12.4%以上	第2次高島市総合計画後期基本計画
④人口に対するバスや乗合タクシーの1日平均利用率	2.0% 2.2%以上	
⑤地域公共交通に対する公的負担額	2.7億円 2.7億円程度	2020年度水準
⑥地域公共交通に対する人口あたり公的負担額	5,797円 5,700円程度	
⑦地域公共交通の収支率	29.9% 31.2%以上	

※上段：現況値（2022年）  
下段：目標値（2027年）

●事業実施に必要な資金の調達方法

利便増進事業の目的や性質に照らし、各関係者で適切な役割分担を図り、適宜、市負担（国県の補助含む）を活用し、効果的な事業の促進を図ります。

項 目	必要な資金の調達方法
<b>事業Ⅰ 路線の再編</b>	
事業Ⅰ-① 区域運行デマンドタクシーへの移行	再編後の交通モード（幹線バス、コミュニティバス等）のスキームに基づき、行政（国、県、市）の補助金を得て各交通事業者が運行に必要な経費を確保する。
事業Ⅰ-② スクールバスと地域公共交通路線の統合	
事業Ⅰ-③ マキノ高原線とマキノ北西部線、国境線の見直し	
<b>事業Ⅱ 路線の再編以外の利便増進に資する事業</b>	
事業Ⅱ-① 市内均一運賃の設定	運行経費の中で取り組むこととし、特別な費用は見込まない。
事業Ⅱ-② 共通乗車券の発行	
事業Ⅱ-③ キャッシュレス決済の導入検討	金額や負担方法も含め、導入を検討する。
事業Ⅱ-④ 運転士不足問題に資する施策の実施	市内交通事業者に共通する施策については市が費用を負担し、各事業者が個別に実施する施策については各事業者が負担する。